

会 議 録

会議名(審議会等名)	第2回小金井市男女平等推進審議会(平成30年度第1回)	
事務局	企画財政部企画政策課男女共同参画室	
開催日時	平成30年5月14日(月) 午後1時30分～午後4時00分	
開催場所	市役所本庁舎第一会議室	
出席者	委員	佐藤百合子委員(会長)、遠座知恵委員(副会長)、浦野知美委員、
		川原美紀委員、塩原真一委員、瀬上ゆき委員、日野絵里子委員、
		本川交委員、松本千穂委員
	事務局	企画財政部長 天野 建司 企画財政部男女共同参画担当課長 深草 智子 企画政策課男女共同参画室主任 渡邊 拓樹
欠席者	濱野智徳委員	
傍聴の可否	(可) ・ 一部不可 ・ 不可	
傍聴者	5名	
会議次第	別紙のとおり	
会議結果	別紙会議録のとおり	
提出資料	別紙のとおり	

第2回小金井市男女平等推進審議会（第8期）

平成30年5月14日（月）

1 開会

【佐藤会長】 それでは、お時間になりましたので、第2回男女平等推進審議会を始めさせていただきます。

会議に先立ちまして、会長から委員の皆さんへお願いです。事務局から、記録作成上の必要から、発言の際はお名前を名乗っていただきご発言を始めていただくようお願いをいたします。ご協力をよろしくお願いいたします。

それから、傍聴席の方にお知らせをいたします。傍聴席には傍聴者用意見用紙がございますが、ご意見がある場合は、この用紙にご記入いただき事務局へお渡してください。いただいたご意見は、会長判断により必要に応じて審議会でも参考にさせていただきますが、ご意見に対する質疑応答は行いませんのでご了承くださいませ。

男女平等基本条例第31条第2項、定足数の確認でございますが、委員の半数以上の出席があれば会議を開くことができることになっております。定足数5人以上となっております。今日の欠席予定者は、濱野委員ですので、現在集まっている方たちは8人でございます。5人以上となっておりますので、審議会を開かせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

初めに、第8期男女平等推進審議会委員の異動等及び事務局の異動がありましたので、あわせて事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（深草）】 今年の4月1日付けで、第8期男女平等推進審議会委員のうち小中学校長会よりご推薦をいただいております森川覚委員より変更の申し出がありまして、後任の委員といたしまして、教育委員会から推薦をいただきました塩原真一委員が就任いたしましたので、ご報告をさせていただきます。

【佐藤会長】 今回、新しい委員が就任されましたので、簡単に皆さんの自己紹介をお願いいたします。その後、事務局も異動がありましたので、続けてお願いいたします。

では、会長から自己紹介ということで、私は、会長をしております佐藤百合子と申します。よろしくお願いいたします。

3年前に産業能率大学を退職いたしました。今は東京女子大学の同窓会委員と、エガリテ研究所の代表をしております。男女共同参画社会には20年以上かかわってきました。男女共同参画条例をつくったときから参加しております。20年近くになるんですけど

も、それでもまだ、法律はできたんですけれども、行き渡ったとは言えないような事態がたくさん起こっておりますので、すごく憂慮しているところでございます。よろしくお願いいたします。

【遠座副会長】 副会長を務めさせていただいております、東京学芸大学の遠座知恵と申します。

ふだんは、東京学芸大学で教員養成に携わっております、ここのメンバーとしてお声がけいただいたんですけれども、私自身、別にこのようなテーマについて深い見識があるとか、そういったことではなくて、今年度で5年目ぐらいになりますが、その中で学ばせていただきながらやってきたという状況です。どうぞよろしくお願いいたします。

【川原委員】 川原美紀と申します。私も、今期が初めての参加になります。数年前に小金井に引っ越しをしてきまして、男女参画のこがねいパレットをずっとやっていて、あとは公民館の企画実行委員をさせていただいています。現在、小学生と、幼稚園の子どもの子育て中ですので、今日も途中までの出席となり、いろいろご迷惑をおかけすると思っておりますがよろしくお願いいたします。

【瀬上委員】 瀬上と申します。小金井市史編さんの調査員をしています。今年、市制施行60周年に向けて、今、通史編を準備しているところです。

この審議委員は3期目になりますけど、結構まだいろいろとわからないことも多いので、よろしくお願いいたします。

【松本委員】 松本と申します。普段は東京農工大学の女性未来育成機構に所属しております、女子学生さんですとか女性教員の方々の支援に関わる活動を行っております。こちらの審議海の参加させていただくのは、今年で2年目になります。小金井市民としても5年生になりまして、委員として微力ながら精一杯努めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【本川委員】 本川交と申します。ここに座っておりますが、所属は国際ソロプチミスト東京-小金井という女性の奉仕団体でございます。前年からいうと、少し市のほうの審議会にかかわらせていただいて、何かさせていただいていたということも含まれて、この席に座らせていただいているのかなというふうには思っております。市民の目線で、こういうことに少しでも向上するような形にご協力ができたらと、学び半分、行動半分みたいな形で参加させていただいております。

私たちの団体は、やはり女性の地位向上ということと、あと協力という部分がとても大きなテーマになっておりますので、そういうことも相互で何か学べることがあればという

ふうにして参加させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

【塩原委員】 小金井市立南中学校校長の塩原と申します。4月1日より着任しました。小金井市民でもございませんし、いろいろ皆様から教えていただきながらというところがございます。

前任は東村山市とにおりまして、ご存知かと思いますが、国立ハンセン病資料館や、国立療養所多磨全生園などがあり人権教育に高い関心を持ち、教育に取り組んでいます。小金井市ではまた別のテーマをいただいて、皆様からご意見を伺いながら学ばせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【浦野委員】 浦野知美と申します。今、2期目です。毎回この審議会は勉強の場とさせていただきます。なかなか大変な審議会だと常々思っております。

私の主な活動は、小金井市民生委員・児童委員協議会、主に児童福祉をやっています市民児童委員でございます。学校とはすごく関係を密に、いつも活動をさせていただいておりますので、いろいろな子供の目線、人権にかかわることで皆さんのご意見を重ねられればいいなと思っております。引き続きよろしくお願いいたします。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

それでは、事務局のほうで、企画財政部長。

【事務局（天野）】 企画財政部長の天野です。引き続きよろしくお願いいたします。

【事務局（深草）】 平成30年4月1日付け、企画財政部企画政策課で異動がございましたので、紹介をさせていただきます。

男女共同参画室主任、岩田の後任として配属となりました渡邊です。

【事務局（渡邊）】 渡邊と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局（深草）】 また、昨年度より引き続きまして、企画財政部男女共同参画担当、深草です。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、担当者の紹介を終わらせていただきます。

【佐藤会長】 それでは、議題の確認をさせていただきたいと思いますが、まず、報告事項についてということで、企画政策課男女共同参画室の事業についてという項目になります。

それから、2、議題、3つございまして、1つは男女共同参画行動計画の推進について、それから（2）（仮称）男女平等推進センターのあり方について、これは新しいものがございます。（3）はその他となっております。

それから、配付資料は、資料1の陳情文書表、これは4組の陳情書でございます。それから資料2、（仮称）男女平等推進センターのあり方について、それから資料3、（仮称）

男女平等推進センターのあり方検討スケジュール（案）です。これが1つ。それから、これは写真なんですけど、資料4として近隣自治体の状況について、センターがどういうふうにつくられているかということについて書いてございます。それから、資料5が小金井市男女平等に関する市民意識調査報告書でございます。

議題としては2つなんですけども、資料はお手元でございますでしょうか。皆さんから特段のご意見がなければ、このように進行したいと思っております。

1 報告事項

・男女共同参画室事業について

【佐藤会長】 最初に、企画政策課の男女共同参画事業ということについて、事務局から説明をしていただきたいと思います。

【事務局（深草）】 それでは、次第に沿いまして、報告1、報告事項といたしまして、男女共同参画室事業についてご報告をさせていただきます。

まず、前回の2月14日に実施いたしました男女平等推進審議会の際に、次回の審議会で報告をさせていただくこととなっておりますので、ご報告をさせていただきます。また、本日審議会での報告に当たりまして、母子・父子自立支援員兼婦人相談員を所管しております子ども家庭部子育て支援課長と企画財政部行政経営担当課長へ審議会への出席を依頼しておりますので、ご了承いただくようお願いいたします。

【行政経営担当課長】 行政経営担当課長の堤です。よろしく申し上げます。

【子育て支援課長】 子ども家庭部子育て支援課長の梶野と申します。よろしく申し上げます。

【事務局（深草）】 それでは、報告をさせていただきます。

【佐藤会長】 このお手元にある陳情文書表をお出しく下さい。

【事務局（深草）】 小金井市では、誰もが自立し、安心して暮らしていけるように、さまざまな問題を抱えたひとり親家庭及び女性の相談に応じ、相談者のニーズに見合った社会的自立を支援するために、支援や相談業務を行ってまいりました。相談支援体制といたしましては、平成29年度まで母子・父子自立支援員を兼ねた婦人相談員1名と非常勤職員の母子・父子自立支援プログラム策定員1名でありましたが、平成30年4月より、一定の資格を有するか、あるいは実務経験を有する非常勤の母子・父子自立支援員兼婦人相談員2名と、母子・父子自立支援プログラム策定員1名の配置となり、現在、ひとり親家庭や女性の相談に応じ自立に必要な情報提供、指導、職業能力の向上及び就労に関する支援を行っているところでございます。

こちら、今回、母子・父子自立支援員兼婦人相談員を非常勤体制としたことに対する理由については、東京都全体におきまして、相談業務などについては増加傾向がございます。これまで相談員1名とプログラム支援員1名で対応していたところですが、増加傾向にある相談業務への対応や支援業務への対応、また訪問など不在の対応や相談の問い合わせに対する対応などをしていくために複数配置対応が必要となっていたという状況がございました。

そして、これまで支援相談は一般職の常勤職員が配置され、異動の際も一般職が配置されることとなるため、支援相談業務に対する専門性の確保という点も課題となっております。

現状ですが、平成30年2月に市議会議長宛てに陳情書4件が提出されております。本日資料1として配付をさせていただいたものです。

うち1枚につきましては、第5次男女共同参画行動計画の具体的実施として、婦人相談員の常勤維持と拡充を求める陳情書、第5次男女共同参画行動計画にかかわる陳情では、常勤体制の維持と常勤体制と拡充を含めた行動計画の具体的実施を積み重ねることという内容となっております。

この第5次男女共同参画行動計画に関する陳情書以外にも、3件の陳情が提出されております。内容につきましては、非常勤嘱託職員化を撤回し、施策の充実を求めるなどの趣旨となっているものでございます。

計4件の陳情につきましては、現在、小金井市議会行財政改革調査特別委員会で継続して質疑が行われているところです。これまで、市議会から質疑をいただいた内容や経過など、概略について報告をいたします。

平成30年小金井市議会第1回定例会、平成30年度予算特別委員会におきまして、男女平等意識の育成にかかわる事業に関連し、第5次男女共同参画行動計画を推進する担当課といたしまして、母子・父子自立支援員兼婦人相談員非常勤化や行財政改革の観点から男女共同参画担当としての質疑が行われておりました。

また、提出されました陳情書4件につきましては、行財政改革調査特別委員会で質疑がされ、第1回定例会では継続審査となり、その後、4月23日に行われました行財政改革調査特別委員会では、再度質疑となりましたが、再度継続審査となっているような状況でございます。こちらの資料1の陳情4件につきましては、7月8日に開催されます行財政改革調査特別委員会で再度審議される予定となっております。

質疑の内容といたしましては、1名の常勤体制から2名の非常勤体制になることに対して、市の考え方、これまでの検討状況、非常勤化に至った理由、また引き続き方法や体制、

非常勤嘱託職員の職務内容や勤務時間、支援や相談を受けている方への対応など、また、男女共同参画に関しましては、第5次男女共同参画行動計画を推進していく中での担当としての考え方やこれまでのかかわり方、そして行財政改革を推進していく中での考え方など、多岐にわたる質問をいただいております。

市としての考え方でございますが、これまでの報告の中にありましたように、増加していく相談業務や一般職での支援相談業務対応等の課題がある中で、4月1日付けで2名の非常勤嘱託職員を採用し、業務を行っているところです。4月以降は、子育て支援課では、課長や係長を中心といたしまして支援相談体制の情報共有をこれまで以上に取り組みながら、利用者の方々が利用しやすい環境を整備していく体制づくりに取り組み、新たな支援相談員の複数配置体制に対して、男女共同参画室といたしましても、より丁寧に必要に応じて情報共有や連携などに努めているところでございます。

母子・父子自立支援員兼婦人相談員の非常勤化については、第5次男女共同参画行動計画の中で基本目標Ⅰの困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備などの推進に関する内容であり、計画を推進していくに当たり、通常であれば推進状況報告として毎年度終了後、各課より報告され、提言を審議会よりいただいているところでありますが、現在、さまざまご意見をいただいている状況などを鑑みまして、まずは4月以降、非常勤嘱託職員での体制につきまして支援相談業務への対応や専門性の確保など、これまで課題とされてきた内容の状況につきまして、また利用される方々の対応についてなどの状況の把握に努めながら、審議会の男女共同参画に対して客観的な立場からご意見をいただきながら相談業務を推進していきたいと考えているところでございます。報告は以上です。

【佐藤会長】 ありがとうございます。まず、報告事項1、これは非常に重要な問題ですので、ここについて皆さんのご意見を伺いたいと思っておりますけれども、常勤職員1名と非常勤1名の体制から、非常勤3名の体制へというふうになりましたけれども、仕事の内容については、どういうふうになっているのか、ちょっとご説明いただきたいんですけど、子育て支援課長のほうからお願いいたします。

【子育て支援課長】 まず、母子・父子自立支援員という相談員の仕事でございます。母子父子自立支援員は、ひとり親家庭、また寡婦の方を対象に、その自立に必要な情報提供、相談指導などの支援、職業能力の向上への支援などを行うものとして規定されております。

ひとり親家庭等の抱えている問題を把握し、必要かつ適切な助言及び情報提供を行うなど、ひとり親家庭に対する総合的な相談窓口として重要な役割を担ってございます。生活全般の相談、指導、職業能力向上及び求職活動等就業についての相談、指導、その他自立

に必要な相談支援、経済、教育など諸問題の解決を助け、自立に必要な指導を行っております。

婦人相談員につきましては、当初は売春行為をしている、または行う可能性のある女性を発見し、相談指導等を行うことが主な業務でありましたが、現状は、夫婦関係ですとか家庭不和等、一般女性や家族の多様な問題に対応しております。

【佐藤会長】 ありがとうございます。常勤職員1名と非常勤の1名の仕事の内容は、どう違いますか。

【子育て支援課長】 同じ仕事です。先ほど事務局のほうからも説明がありましたが、今まで母子父子自立支援プログラム策定員がおりましたけれども、その策定員につきましても、30年度からは、母子父子自立支援員兼婦人相談員を兼任して、相談員は3人となっております。

【佐藤会長】 皆様から、何かご質問とかご意見がありましたらお願いしたいんですけども。浦野さん、何かありますか。

【浦野委員】 相談にいらっしゃる方にとって、常勤と非常勤の違いというんですか、何か感じるものというのが、行政の方に聞くのは何ですけども、あるんでしょうか。

【子育て支援課長】 まず、私は非常勤の相談員ですとか、そういう自己紹介はしません。これは全て相談業務をやっている非常勤さんも同じだと思いますけれども、非常勤の相談員につきましても、自分が正規ではないからとか、非常勤だからといって、これはできないですとか、そのような制限は決して設けずに真摯に取り組んでおりますので、来られた方にとりましても、常勤だからよかったとか、この方は非常勤だからちょっと物足りないとか、そのようなことは感じられておられないと思います。

【浦野委員】 市役所で働いている方も、たくさん非常勤の方がいらして、同じように一生懸命働いていらっしゃることは十分理解しております。

1つだけ、ちょっとやはり問題かなと思うのは、その方が2年とか3年、あるいは早いときにはもう1年で変わってしまうというところが、特に相談業務に関しては信頼関係を構築するまでに時間かかりますので、そのところが1つ課題なのかなというのが、いろんなところで感じる場所なんですけれど。

【佐藤会長】 1年で辞めてしまうとか、今まで非常勤の方に関しては、そういうことはありましたか。プログラム策定員はいつからですか。

【事務局（深草）】 プログラム策定員につきましては、市の要綱に定めておりまして、要綱の策定が19年ということですので、平成19年からプログラム策定員のほうは配属されております。

【子育て支援課長】 現在のプログラム策定員は現在4年目となっています。いろいろ議会の中でも、二、三年で辞めてしまう人が多いのではないかというご意見をいただきました。それで、4月23日の行財政改革の調査特別委員会におきましても資料として提出するために、26市各市に問い合わせをしまして、非常勤だけで相談業務を行っている自治体もありますし、その方の継続年数についても調べましたけども、1市は8年、3年、もう1市は3年4カ月、もう1市が5年と2年9カ月、1市が9年4カ月、また1市が5年、あともう1市は9年と8年、このような状況がわかりました。ですので、私どもといたしましても、なるべく長く継続して働いていただけるような環境整備は大変必要なことだと思っております。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

【行政経営担当課長】 行政経営担当課長ですが、全体的には、以前の課でも非常勤の方、7人にお世話になったんですけど、個人的な事情で、ちょっと別の仕事に変わろうという方はいらっしゃるかもしれませんが、全市的には継続を希望される方が多くて、5年が終わったところでまた受けていただいたりということが多いというふうに理解しています。

【佐藤会長】 そうすると、短期というのはあんまり心配しなくてもいいような、現状ではそんな感じですね。

【行政経営担当課長】 委員の皆様が、どういうふうに問題を捉えるかにもよると思うんですけど、一課長として率直なところで言うと、職員の異動のほうが心配だったりするんです。2年で異動してしまったりとか、ないとは言えませんので。そう思っている方もいるし、やはり非常勤の方の雇用の問題から心配される方ももちろんいらっしゃるだろうと思います。

【佐藤会長】 浦野委員、よろしいですか。

【浦野委員】 はい。

【佐藤会長】 そのほかに何かご質問ありますでしょうか。

【川原委員】 川原です。私も、こういう問題を初めて拝見したんですけども、非常勤の方というのは、そういう相談に関してのプロフェッショナルな方たちがついていたんですか。結構そういう相談を受ける方って、そういう方がメンタルがまいってしまったりとか、結構いろんな、例えばDVの問題とかを聞くこともあるので、ご本人も結構私生活とかもいろんな脅かされることがあるというか、そういった話とかもよく耳にするので、そういう方ってどういう方が非常勤についていかれるのかなというのが。

【事務局（深草）】 今回、募集いたしました非常勤嘱託職員、母子・父子自立支援員兼

婦人相談員業務としまして、市報で広く募集をさせていただきました。その中で、要件といたしましては、一定の資格を有している方、細かい資格を申し上げますと、社会福祉士、臨床心理士、精神保健福祉士、保健師のいずれかの資格を有する方、または地方公共団体及び関係機関において母子・父子自立支援員業務、婦人相談員業務、その他類似業務のいずれかの経験が2年以上ある方というような形で募集をさせていただきましたこと、あと個人情報保護に関しての川原委員からのご質問かなと思うんですけども、そちらに関しては、当然、非常勤でありましても職員ということでございますので、そういった守秘義務というものは同様に有しているというふうになっております。

【川原委員】 ありがとうございます。

【佐藤会長】 資格なんですけども、精神保健福祉士とか社会福祉士で相談業務を何も経験していないという方はどれくらいできるんですか。資格は取ったときからがスタートだと思っているので、資格っていろいろありますよね。でも、みんなペーパーテストですよ。介護福祉士は除いてですけども。だから、それだけを持っていて仕事をしていた方というのは、相談業務についてどれだけご存じなのかというのが、ちょっとわからないんですけども。どういうお考えか、子育て支援課長に伺います。

【子育て支援課長】 この資格要件につきましては、他市の応募の際の状況等を参考にさせていただきました。ほんとうに相談業務をやられていない場合でありましても、面接の際に、この相談業務というものがどういうものかにつきましてどの程度理解を得ているのかということは確認をいたしました。

また、市の職員が例えば異動で来ても同様に、初めて相談業務をする職員もおります。それは日々の経験と指導、そして積極的に研修に参加しスキルを磨いていただくということに尽きると思っております。

【佐藤会長】 ありがとうございます。研修というのは、どういうふうな形になっていきますか。

【子育て支援課長】 東京都で実施する研修、新任研修というものがございます。婦人相談員の新任研修もありますし、母子・父子自立支援員の新任研修もございますので、そういうものには必ず参加していただき、スキルアップにはぜひ努めていただこうと思っております。

【佐藤会長】 それは毎年あるんですか。

【子育て支援課長】 毎年あります。

【佐藤会長】 そうですか。はい、わかりました。

【子育て支援課長】 その他、ほかにもさまざまな機関でさまざまなテーマを持った研

修がありますので、そういうところには積極的に出ていただくと。もちろん研修を受ければいいというものではなく、やはり日々の経験ですね。それにつきましては、策定員の兼務をしておりますけれども、今までのキャリアを生かしまして、今、しっかり指導を続けているところですよ。

【佐藤会長】 ありがとうございます。ほかに何かございますか。瀬上委員、いかがですか。

【瀬上委員】 相談員が常勤化から非常勤化したということは、やはり市の狙いとしては行政改革ということが一番なんではないでしょうか。

【行政経営担当課長】 経過からいいますと、行政経営担当では定員というのを持っていますので、職員数を増やしたいとか、業務量が増えたから非常勤の方を含めて手当てしたいという相談が行政経営担当にきます。

今回の件に関していうと、子育て支援課長から正規のルートというよりは、職員団体のほうから複数対応が必要ではないかという声が上がってきました。確かに1人体制だと、不在のときがあったりとか、複数でケースについて相談し合ったりとかというのがしにくいということもあります。このため、もともと正規1人を2人にする必要というのも考えられましたけれども、この機会に複数対応というのはあるのかなと。

それで、行革としてそこを削減という意識はあまりないんですけども、ちょうど多様な任用形態の活用ということで、各職場で非常勤の方を活用するポイントってありますかというのを話し合っていた中で、子育て支援課のほうでも非常勤化による複数対応を検討していただいたということになります。

ですので、ベースとしては、複数対応で対応できないかというところがもともと土台があって、それにどう取り組もうか。資格と経験を要件として採用するのは、正規職員から非常勤の方へ変わるに当たって業務の相談とかの水準が下がったりすることがないようにという中で、行ったということですよ。

なかなか資格職の採用は予算化されにくいこともあるのですが、今回は財政当局と調整し行っていったということですよ。

【佐藤会長】 給与についても、少し高いところで決めたということですか。

【行政経営担当課長】 そうですね、今、ざっと幾らぐらいって申し上げられませんが。

【事務局(深草)】 市報で募集いたしました際の月額は大体20万円から24万円というようなところで募集させていただいております。それ以外ですと16万円や18万円というような月額もございます。

【行政経営担当課長】 通常の一般業務では、16万円前後というところになるんです。

それが、経験が必要だと18万円ぐらいの格づけになることがあるんですけど、それ以上は、資格を持っている方とか特定の経験がある方だけです。なかなか市役所でもそういう採用が多いわけじゃないんですけども、今回は必要ということになっています。

【佐藤会長】 先ほどのプログラム策定員も兼任するということになると、全部で非常勤3人ということになりますよね。

【子育て支援課長】 現在は3人体制です。

【佐藤会長】 3人体制ですよね。何で2人ということばかりまかり通ってしまったのかちょっとわからないんですけど、そこら辺のところ、議会で説明がちょっと足りなかったということはありませんか。

【行政経営担当課長】 行革のプランには、多様な任用形態という項目がありまして、正規1人に対して非常勤は2人当てる場合に、そのように載っているものです。プログラム支援員の方の業務体制とか、係長の方等を含めた対応とかというのも検討していますが、それは併せての検討ですので、その部分の議論は記載されていませんので、正規1人を非常勤2人に変えたというふうなところが目立っているんだと思うんです。

実際は、組み合わせを変えていますので、会長おっしゃるようなところだとは思いますが。

【佐藤会長】 一番重要なところは、今まで2人体制だったものが、非常勤であっても3人体制になったというのは大きいというふうには、私は思うんですけども、そのほか、何か意見はありますか。本川委員いかがですか。

【本川委員】 そこにいくまでの経緯というのが、私ども、はっきりしていなかったもので、今ご説明伺いながら、なるほどというような形で伺わせていただいていたんですが、この陳情を見ますと、少なくとも非常勤をやめて常勤にしてということをもう1回やり直してほしいというようなことですか。それを議会に出しているわけですよね。審議会がどこまでそういう話をさせていただける場なのかというのも、ちょっと私は、認識不足なのかもしれませんが、わからないというのが現状ですけども、今、こういうお話がここに出てきたという中で、必要があって、多分、1人の常勤職員から非常勤2人にしたという大きな理由があったということは想像がつかます。それで、いろいろ考えて、いろいろなところで検討なさった結果がこういうふうな状況になっているのかなということを考えますと、どこまで話していいか、もう少しお話聞いてからのほうがいいかも、私個人的な意見は思っておりますので、とりあえずはそこのところまでよろしいでしょうか。

【佐藤会長】 松本委員、いかがですか。

【松本委員】 前回、欠席をしてしまったので、ちょっとあれなんですけれども、今回、対応ということで3人にするといったことは、本学もそういった自助能力がありまして、

なかなか常勤で雇用するという事自体、かなり難しいことは存じ上げているんですけども、周りの非常勤の若い人達と話をしていきますと、やはり将来を考えて常勤ポストがあれば異動していきたい、というような考え方をもっているヒトが多いのではないかなと感じております。長期的に見ると、常勤でできる限り雇用していただけると人材確保などにつながるのではないかと思います。

【佐藤会長】 塩原委員、いかがでしょうか。第1回目からですけど、こういう難しい問題でちょっとご意見があったら。

【塩原委員】 初めて参加させていただいたので、まだ理解が浅いんですけど、3人なんだというところが、会長がおっしゃっていましたが、あまり浸透していないのかなというところがあるのかなと思うんですが、そこら辺はいかがでしょう。

【子育て支援課長】 子育て支援課長です。プログラム策定員が兼任をすることになったというのが、4月23日の行財政改革調査特別委員会ではご報告を差し上げたところですが、4月1日付けの話ですので、その前の時点ではまだ確定ではなかったため、その点につきましてはご報告はさせていただいております。

浸透といいますと、3人になりましたという広報も、なかなかどのようにしていくのか難しい面もありますが、来ていただければわかりますように、3人にしましたのも、8時半から5時半まで全ての時間帯に相談員がいられるようにという配慮からですので、8時半から5時半の間であれば、常に誰かしら相談員がいるという状況がございますので、相談をされる方や窓口を訪ねてこられる方にご不便のないようにはしているところでございます。

ちょっと広報の仕方はなかなか難しい問題がございますけれども。

【佐藤会長】 よろしいですか。

【川原委員】 川原です。私も、以前仕事していたときに派遣と正社員の違いとかというのいろいろ感じていたところもあって、非常勤と常勤の扱いの違いとか、非常勤だと一市民に相談に行くとしたら、この人は次にいなくなっちゃうんじゃないかというような、長期にいる感じではない響きが、非常勤という名前の響きももちろんそうだと思うんですけども、それが、先ほど言っていたように5年経っても、またそこから継続して長期というふうにしていく市の方針とか。非常勤って産休とか育休の短い間だけ補充されるような、何となくイメージとして受けるんですけども、こういった専門性のある相談員の方とかというのは、わりと一般的にも非常勤でも長く勤めてもらおうという市の姿勢ですか。その辺が伝わってないと、非常勤というだけでちょっと不安になる要素や響きが多いのかなという気はしましたけれど。

【行政経営担当課長】 いわゆる非正規雇用だという意味では、正規とどう考えるのかというのは難しい面があります。基本的には必要なスタッフとして確保していて、それが地方公務員法の規定に基づくと非常勤という呼び方になるというものです。

そういう意味では、職員の場合はある年数で異動を行っていくということがあります。今は入所後10年以上経過すると大体3年か4年で異動していきます。若い職員だともう1年ぐらい早い異動になっていく中で、非常勤の方で意欲と知識を持って続けたいという方がいれば、それは市としては是非続けていただきたいということになります。

ただ、地方公務員法として、選考というのが決まっていますので、1回1回募集を行い1年の任期を繰り返して5年までは継続できます。その後はもう1回公募をした中で選考しなければいけないのですけれども、他の方々とも同じく、今までやってきた実績等は、面接等の参考として選考しますので、その中でも参考にさせていただいて、いい方に頑張ってください、それが相談される方の信頼、安心につながればいいという思いはあります。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

【遠座副会長】 私も、今日、浦野委員とか松本委員がおっしゃったような形の継続性について、ちょっと事前の打ち合わせで、私は詳しく説明を受けたので内容は把握しているつもりなんですけれども、そのときの説明で、今、働いていらっしゃる方はすごく一生懸命やってくさっているという説明を受けたので、そのことはすごく尊重していただきたいですし、私たちもお会いしたいというふうに思っているんですけれども、一方で、陳情で出されたご意見というのは、今までのことが決まってい、完璧だったということよりも、むしろ、非常勤体制よりもさらに常勤の専門職が配置できるのであれば、それが一番ベストだということを望んでらっしゃるんじゃないかとも思うので、このような体制になったところで、今、切り替ったばかりですので、しばらくは担当する方々によく状況を見続けていただくのと、この数カ月とかだけではなくて、経年的に、継続性が保たれているとか、そういうこともやっぱり実際に小金井市の場合で続けてみていただきたいなというふうに思うところです。

【子育て支援課長】 わかりました。

【佐藤会長】 どうぞ。

【本川委員】 本川です。今のお話を伺いながら思っていました、今まで常勤の方とプログラム作成員という方、ご相談しながらそれに対応していた案件に対して対応していたということの理解でよろしいのでしょうか。

そうしますと、そこが今3人になってくるわけですね。そうすると、1つの案件を1

人の人が抱えるというシステムなのか、それから1人の人の案件について複数の人が考えて対応していくのかというようなことも、やはり1つのことに対して複数の方がかかわれるんだとすれば、複数意見というのはとても大事なことだと私は思いますし、迷ったときに3人というのは非常にいい人数かなと、多数決の原理の中で3なんですけれども、そういう意味からいっても、今の体制で、副会長がおっしゃられたように、しばらくの間、審議会として意見を求められている今現状なんですけど、見守っていったら都度何かがあるのか、あったら出していただく、それからこちらが伺いたいことがあれば聞かせていただくというような、現状ではそんなようなことがいいのではないかと、意見としては思います。

雇用体制で常勤と非常勤がというようなことはあるんですけど、こういう人権のものに対して、常勤だから、非常勤だからというような区別をしながら、かかわる方が、決してそんなような気持ちではかかわっていないだろうなということは想像がつかますので、ちょっと見守る時間をいただけるといいかしらというふうに思います。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

私から1つ質問なんですけど、非常勤3年やったら常勤に上げるというようなことが決まっていますよね。国のほうで、そういう方向にというところはいかがですか。

【行政経営担当課長】 派遣法が改正されたことに伴います。民間事業者の法律が公務員には適用されないんですが、それに合わせて、いわゆる非常勤制度を会計年度任用職員という新たなやり方と、それから高度な専門性を持つ方は変わらず特別職の非常勤として、弁護士や医師の方とか想定されるんですが、この2つのほうにしっかり仕分けしてやっていくようにという話があります。それが去年の地方公務員法改正による平成32年度に施行されます。それに合わせて、まさに我々としても相談体制も充実という方向で考えていく中で、ご相談しながら見直しをかけていく、会計年度任用職員か特別職の非常勤かということの整理をしていく必要がありますので、それに合わせて考えていくことになろうと思っております。

【佐藤会長】 ありがとうございます。あと、ほかにございませんか。

【浦野委員】 この問題というのは、雇用の体制と、あと支援相談の体制の2つだと思うんです。私は、民生委員という立場から申し上げれば、やはり母子父子自立支援員兼婦人相談員に相談というか支援をしてもらいたいという方がたくさんいらっしゃるというのが現実で、その方に相談することによって自分の新しい人生、子供の人生が開けていくという、そのお手伝いをされている方が、2人よりも3人に増えたということは、いろんなご意見あると思いますけれども、前進だと評価したいと思います。

雇用体制については、また別のところで議論を深めていただければいいと思いますので、

引き続き、この3人体制でたくさんの方にかかわっていただければありがたいなと思っております。引き続きよろしくお願いいたします。

【佐藤会長】 では、これに関しては、現在の体制をちょっと見守っていただいて、質が落ちないようにちょっと注意をして、32年まで見守っていただきたいなというふうには思います。

それから、計画のほうで、こちらの審議会の計画に影響があるようでしたら、またそのときに改めてご議論したいと思いますが、とりあえず、こうやって陳情書も出ていることですし、それに対してどういうふうに持っていくかというのは、議会のあり方もありますので、一番大きいのは2人体制から3人体制に、非常勤ではあるけれども、なったということはかなり大きいかなという感じはいたしますので、そこら辺のところはもう少しわかりやすく議会のほうに説明していただければというふうに思います。

陳情していらっしゃる皆さんも、これを読ませていただくと、非常に皆さんレベルが高くて、ああ、そうだなというふうには思いますけれども、とりあえずちょっとこの2年間はそのようなふうに見守っていただければというふうに思います。

こんなところでよろしいでしょうか。

それでは、よろしいでしょうか。ほかにご意見がありましたら。大事な問題ですので、よろしいですか。

それでは、行政経営担当課長と子育て支援課長はここで退席いたします。どうもありがとうございました。

【子育て支援課長】 ありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

【行財政担当課長】 今後ともよろしくお願いいたします。

【佐藤会長】 それでは、事務局より、報告事項2と3と4をお願いいたします。

【事務局（深草）】 では、引き続き、報告事項2について報告をさせていただきます。小金井市男女共同参画情報冊子、かたらい47号、第31回小金井パレット記録集をそれぞれ昨年度末に発行させていただきました。既に皆様のお手元にはお送りさせていただいているかと思っております。

まず、「かたらい」47号につきましては、審議会委員の佐藤会長と、本日欠席をされていらっしゃいますが、濱野委員にも市民編集委員として発行に携わってきております。また、47号の特集につきましては、モラル・ハラスメントについてということで特集をさせていただきました。

小金井パレットにつきましては、第31回を迎えまして、こちらの記録集につきましては、川原委員に実行委員としてご参加いただきまして、記録集にもかかわっていただいて

おりますのでここでご報告をさせていただきます。

また、続きまして、報告事項ですけれども、多摩三市男女共同参画共同研究会でのサポーター会議を5月12日、先週の土曜日に開催いたしました。今年度は、狛江市、国立市、小金井市、3市のサポーター13名の方にご登録いただき、瀬上委員にもご参加いただいております。先日、12日の会議には、8名のサポーターの皆さんにご出席いただきまして、会議では活発な議論となり、今回はテーマといたしまして若者へのワーク・ライフ・バランスを啓発していくためにというテーマ設定をさせていただいて、さまざまなご意見をいただき、今後、講演会など、さまざまな形で研究を進めていただきたいと考えております。

そして、男女共同参画情報誌「かたらい」についてなんですが、本年度創刊30周年を迎えることになりました。そして、30周年を記念いたしまして、今回は、ページ数の増や色の印刷、ちょっとどちらかになるかもしれないんですけども、そういった形で、これまでよりも力を入れて作成に携わっていきたいと思いますので、また作成でき次第、皆様のほうに配付させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、男女共同参画シンポジウムを今年度開催いたします。昨年度、市長をはじめとして理事者、部長職がイクボス宣言を行い、ワーク・ライフ・バランスの推進について小金井市では行っているところです。今年度は、市内の事業所の方々への周知啓発を進めていくためにシンポジウムを開催する予定です。詳細につきましては、現在、調整中ですので、決まり次第、またご報告をさせていただきます。

続きまして、小金井パレット実行委員会の状況についてでございます。準備会といたしまして、4月25日に開催をさせていただきました。第1回の実行委員会につきましては、明日の午前中を予定しております。今後、実行委員会の皆様を中心といたしまして、パレットの内容や日程などを決めていく予定です。また、こちらにつきましても、決まり次第ご報告をさせていただきます。

続きまして、男女共同参画行動計画の推進に当たり、推進状況報告の状況についてです。

平成30年1月16日付けにて、小金井市男女平等推進審議会第7期よりいただきました提言を踏まえまして、現在、平成29年度第5次男女共同参画行動計画の事業に関して報告書が各事業担当課より提出されているところでございます。これより、男女共同参画室で内容を確認しながら事業担当課と報告書について調整を行い、次回開催されます審議会までに各委員宛てにメール等で内容について報告をさせていただきますので、報告書につきましてものご意見などにつきましては、次回8月に予定しております審議会での審議をお願いいたします。報告書につきましては、7月を目途に小金井市ホームページで公表を

予定しております。

【佐藤会長】 以上で、事務局からの説明は終わりました。ご意見やご質問がありましたらお願いいたします。

「かたらい」47号のモラル・ハラスメント特集ですが、インタビューで改めて話を聞いてみると、非常に深刻な問題ですので、これはやはりもう少し皆さんに知っていただいたほうがいいなと思っています。ほんとうに、暴力をふるうと捕まるとわかっている人たちがやる。それは男性が多い傾向にあるのですが、そういう頭のいい人たちのやることだというのが改めてわかりまして、被害を受けているほうにも、DVだとは感じられないようなことが多いようです。

例えば、加害者は「君はこんなことをしていいのか。これでいいのか。」というふうに被害者を追い詰めていって、そして被害者自身に決めさせるので、加害者は悪くないと思わせるのです。そして被害者は、こんなことをしている自分がだめなんだと思ってしまって、自分をどんどん失っていくというように追い詰められていくわけです。ですので、非常にモラル・ハラスメントというのは怖いなというふうに思いました。

それが、私が一番に考えたところですよ。すいません、先に言ってしまって。ほかに、皆さん、どうぞ。

【本川委員】 質問です。本川です。先ほどご報告がありましたサポーター会議の3市のサポーターに応募した方の人数、それから審議会の方がもしいらっしゃるようだったら、どこの市の方か、人数を教えてくださいませんか。

【事務局（深草）】 現在、サポーターの人数、ご登録いただいております人数なんですけれども、3市合わせまして13名です。小金井市は7名、狛江市4名、そして国立市2名の方にご登録をいただいております。小金井市では瀬上委員が登録をさせていただいております。それ以外に、狛江市におきましても、そういった男女平等推進関係の委員方にご登録をいただいている方がおります。

【本川委員】 ありがとうございます。

【佐藤会長】 あと、男女共同参画シンポジウムも準備中ですし、小金井パレットのほうも準備中ですので、準備中はいいとして、サポーター、それから男女共同参画行動計画の推進についてなんですけれども、いかがでしょうか。何かありますか。

【遠座副会長】 これは、例年どおりという感じですよ。

【事務局（深草）】 はい。スケジュールとしては、例年どおりを予定しております。

【遠座副会長】 これは、事前に、皆さんから去年と同じように意見をいただいておりますよ。

【事務局（深草）】 はい。例年どおり、もう少し詳しくご説明させていただきますと、現在、第5次男女共同参画行動計画に載っております事業担当課におきまして、平成29年度の実績報告の提出を受けているところです。

その提出を受けまして、男女共同参画室としましては、内容を精査し、そして7月を目途に報告書にまとめ、ホームページに報告として上げさせていただきます。

それと同時進行で、審議会の皆様へ、各課からの報告書につきましてはお送りさせていただきます。その内容のうえ審議会の皆様からご意見などをいただき、8月に予定しております男女平等推進審議会にていただいたご意見などを踏まえながら、事務局からご説明と報告をさせていただきます、また審議をしていただくということになります。

そして、今年度なんですけれども、大体来年の2月ごろを目途に提言書にまとめていただきたいと考えております。

【佐藤会長】 書き方を直していただきました。この間、第1回るときにいろいろ議論して。

【事務局（深草）】 わかりにくいというご意見をいただきましたので。

【佐藤会長】 わかりにくいところがあったみたいですから。

【事務局（深草）】 前回とほぼ同じような形に戻させていただいて、それで今、報告を受けているところです。

【佐藤会長】 ありがとうございます。これは、例年どおりということでもよろしいですね。わかりました。

では、例年どおり、よろしくお願いいたします。

塩原委員にはわかりにくいかもしれないですけれども、各男女共同参画に関係した事業を各課から集めて、平成29年度の事業報告に対して審議会としてどう思うかと。どういうふうなことをやりましたということと効果は何か、今後どうしますかということがまとめて出てくるんです。7月に、私たちにもそれが、これぐらいのものなんですけど、送られてきますので、それを見て、いや、ここは違うんじゃないか、ここは聞きたいということも8月の半ばぐらいまでに出して、それに対して回答をいただくというのが例年のあれでございます、そのほかにヒアリングを、今年もまた2カ所ぐらいに行いたいというように思っておりますけれども、そういうようなことで男女施策を押し上げていこうというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

川原委員も、よろしくお願いいたします。

2 議題

(1) 男女共同参画行動計画の推進について

【佐藤会長】 それでは次に、資料4と5を簡単にさせていただいて、先に資料5の男女平等に関する市民意識調査というところをご説明いただきたいんですけども。

【事務局（深草）】 資料5、こちら、意識調査です。

【佐藤会長】 推進センターへですね。

【事務局（深草）】 はい。センターに関しまして、平成27年9月から10月にかけて、こちらの行動計画をつくる際に参考とするために、市民の方へアンケートをとらせていただいています。そちら、センターに関しての要望ということで市民の方たちからいただいた要望を、参考までに、こちらをつけさせていただいております。

【佐藤会長】 はい、わかりました。

(2) (仮称) 男女平等推進センターのあり方について

【佐藤会長】 それでは、議題(2)(仮称)男女平等推進センターのあり方についてということについて、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（深草）】 本日資料を幾つか配付させていただいております。まず、資料2についてでございます。(仮称)男女平等推進センターに求める機能について(素案)ということです。

これまで、(仮称)男女平等推進センターにつきましては、小金井市の基本構想や男女共同参画行動計画にも示されておりました。また、過去の男女平等推進審議会におきましても、こちら、センターについてということで提言をいただいているところでございます。そして、今回、第8期審議会の委員の皆様におかれましては、(仮称)男女平等推進センターについての機能、あり方についてご意見をいただきたいと考えております。

そして、本日、こちら、機能についてという資料2をご提出させていただきました。こちらにつきましては、私どもの考えますセンターの機能というところを1枚にまとめさせていただいたものです。この中で、2のセンターで展開する事業等というところがございますが、こちらに関しましては、第5次男女共同参画行動計画に記載されております各種事業担当課での事業などございます。そういったものをまとめまして、グループ分けしたもの、それを簡単に書かせていただいたものが(1)、(2)、(3)の内容となっております。

続きまして、資料3についてですが、第8期審議会での今後の検討に当たってのスケジュールということでお示しをさせていただきました。今回、第1回ということで、スケジュー

ール(案)と機能についての考え方、他市の事例紹介などをさせていただきます。そして、8月、第2回につきまして、引き続き機能について、そして10月の婦人会館の見学会実施ということなのですが、これは2月のときに皆さんからご意見をいただきまして、婦人会館におけます婦人談話室についてあまりご存じではないということなので、本日、こちら、少し前に撮ったものなのですが、写真入りのものをお配りさせていただきました。大体こちらの18平米ぐらいの大きさですので、それほど広くないんですけども、皆さんが集まっただいて、簡単に打ち合わせなどをしていただけるようなスペースとなっております。そして、この中に、このスペースにおいて男女共同参画のさまざまな施策の周知や啓発、ご紹介などをさせていただけるようなコーナーを設置しているような状況です。

それで、10月の見学会、こちらにつきましては、皆様のご都合次第ということで、また日程などは決めさせていただきたいと思えます。

11月、第3回の審議会につきましては、やはりこちらは進捗状況の報告の審議が中心となるということで、正副会長との打ち合わせの結果、機能についての検討というのはちょっと難しいのではないかとということで括弧書きとさせていただいております。

第4回の審議会、資料3ですが、こちらにつきましては、機能についてのまとめをさせていただいて、そしてそれが終わりました後、他の自治体の視察を、私ども予定しております。それで、その際、もしご都合が合えば現地で審議会の皆様も、できれば午前、午後で2か所ぐらい、場所のほうはこちらで考えていきたいと思えますので、こういったセンターを見てみたいというようなものがございましたら、ぜひご意見をいただければと思えます。

そして、平成31年度の予定なんですけれども、こちらにつきましては、資料2の一番下の3のところをごらんください。こちら、センターに必要な機能というようになっております。こちら、近隣自治体のセンターの諸室の広さや設置されている機器等を確認しつつ検討を進めると、資料2の3のところには書いてありますので、そういったものを検討していくために、平成31年度につきましては、第1回、第2回というところで施設設備について、審議会の皆様のほうのご意見をいただき、そして、提言書というところでまとめて市長のほうに提言をいただければというふうに考えております。

続きまして、資料4ですが、こちらは、私のほうで4市、近隣の自治体の様子を見てまいりました。そちらを簡単に資料として1枚にまとめさせていただきまして、2枚目以降につきましては、配付しております資料やパンフレットなどを参考としてつけさせていただきます。

センターについての報告は以上です。

【佐藤会長】 ありがとうございます。それでは、資料を参考にしながら、委員の皆さんからの提案やご意見などを聞いていきたいと思っておりますけれども、この機能についての議論というのは、今日も含めまして、全部で4回あるわけですね。ですから、ゆっくりできると思いますが、まずは、この資料2、男女平等推進センターに求める機能についてのところから審議していきたいと思っております。ご意見がありましたらお願いをいたします。

【川原委員】 いいですか。川原です。このセンターで展開する事業等の、この行動計画からの抜粋とおっしゃられていたんですけど、どこに書かれているかをちょっと。

【事務局（深草）】 こちら、行動計画の抜粋と申しますが、こちらが109の事業がございます。それを、それぞれグループ分けをしまして、類似したものをそれぞれ分けまして、そして簡単にまとめた上で、こういった機能というところでそれぞれの項目を出していったというものです。

例えば、今、2の(1)「感じる」ことのボランティアの育成というところなんですけれども、これにつきましては事業ナンバー69、93、94、こういったところの事業に関して、まとめますと、ボランティアの育成というような機能が男女共同参画を推進していく上で必要な機能ではないかというふうに考えました。その中で、センターでどうやって展開していくのかということ、これから行っていかれることだとは思いますが、あくまで計画に沿ってセンターというものを計画していきたいというような考えがありますので、こういうふうな考えでおります。

【佐藤会長】 これ、みんな行動計画から、次の各種講演・講座の実施は何と何と何と何とというのは、次に、ちょっとそれをつくってきていただければ。

【事務局（深草）】 わかりました。今お配りできるような状況ではないので、また次のときに、それぞれどの事業がどこに当てはまっているのかというのはつくらせていただきます。

【佐藤会長】 ほかに何かありませんか。

まず、「感じる」こと、「受け取る」こと、「確かめる」こと、こんなことでいいのかどうかということになるかと思いますが、非常に苦心してまとめられたことはよくわかりますけれども、こういう3つの分け方でいいのかどうかということと、それからそこに書いてあるア、イ、ウについてまとめられていますけど、こんなことでいいのかということだと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

【遠座副会長】 資料5の意識調査のありますよね。これを何らかの形で、もし生かすというか、これをすごく重視して考えるとなると、やっぱりドメスティックバイオレンスとか、セクシュアルハラスメント被害の支援とか、相談業務というのは、結構重要な位置

を占めるようにも思うんですが、一方で、ここに上がっていることはかなりオープンな開かれていますので、多分、意識調査のニーズで高いものは結構プライバシーを尊重するというか、保護しないといけないようなものなので、これは、この中には入れられないという形ですか。

1点、これ、確認といったほうがいいのかもしいかなんですけど。

【事務局（深草）】 意識調査の中では、DV対応やハラスメントへの被害者への支援というようなものが上位にきております。その中で、センターでということになりますと、どういったかわり方をしていくかというところは、担当としても非常に今は、どういふふうに持っていくのかというところは、まだ考え方がまとまったものは持ってはおりませんが、センターで現在できるものというふうに考えていきますと、やはりDVの防止などを含めた啓発、そういったものや、あとは情報提供、講座の実施など、こういった相談窓口がありますなど、周知活動が中心になっていくと思います。DV等被害者の方への支援や相談ということになりますと、やはり今、男女共同参画室が窓口になっているのですが、その窓口のあり方というところも、全体を含めて検討していくことが必要なので、センターにDVの機能をということになると、まだそこまでは考えがまとまっておりませんので、確かにこちらは市民の皆様のご要望やご意見というのは多くなっているんですけれども、ここについての取り扱いについては一定慎重を有するというふうに考えております。

【佐藤会長】 他市の場合を見ると、相談室があるところとないところとあると思うんですけど、結局、機能と入れ物の話が完全に切り離して行って議論できないような気もするんです。視察に行ったときに、やっぱりこういうのがあるといいねとなると、その機能のところでもう1回振り返ったりするようなことにもなりかねないような気もするので、どうしたらいいですか。どうやって決めていくのが。

相談しやすい場所のほうがいいのかというのもありますし、スペースの問題と、小金井駅周辺でできるのかとか、むしろ別の駅になるのかとか、そういう、このあたりのスペースが使える候補として上げられるというような見通しみたいなのは、私たちにいつごろ示されますか。当面、何年か先ですか。

【事務局（深草）】 場所がどこなのかというところも重要な問題になると思います。現在、新福社会館が検討されているところですが、以前、ご報告させていただいていますが、福社会館の中に女性総合相談窓口を何らかの形でかかわっていただけるのではないかと、担当としても、今、福社会館の担当課のほうと調整をしているところですので、そういった相談業務につきましては、DVをその中に入れるのかというのは、そこまでまだ考えをまとめていないところなんですけど、センターの中に相談機能、女性総合相

談については、現在は福祉会館等で行えればというふうを考えておりますので、考えてはおりません。

機能が先か場所が先かというところなんですけれども、現在、小金井市では、公共施設総合管理計画が策定されまして、それに沿って市としては、こちらのセンターもあくまで施設の一部ということになりますので、こういった管理計画が、非常にこちらの計画に沿って考えていくということが重要になってまいります。実際に、そういった、今後どこに整備していくのか、そしてどうやって検討していくのかにつきましては、次回、できれば、公共施設総合管理計画を担当しております担当課長がおりますので、その課長から直接市の公共施設の考え方について、ご説明をさせていただいたほうがよろしいかと思っております。施設の考え方について、市全体の部分にもなるかと思っておりますが、その中の1つの施設というところで、男女のセンターについては、説明を参考にしながら考えていただければと思います。

場所確かに重要なんですけれども、機能が固まりませんと、どれぐらいの広さで、どういった設備が必要で、どこと連携していくのか、今、市の施設につきましては複合化という考え方を持っておりますので、こういったセンターにつきましても、複合化によってより多くの方が、ほかの施設を使った方たちが足を運んでいただけるような、そういったこともご利用いただける人数を増やしていくことの1つだと思っておりますので、そういった考え方もございます。まず、どういった機能が必要なのかというところから考えをまとめていきたいと考えております。

【佐藤会長】 ドメスティック・バイオレンスとかセクシュアル・ハラスメントというのは、被害者に対して非常に気を使う必要があります。だから、その相談室というのは、女性総合相談では無理だと思うんです。何重にも守られたところを歩いてって奥で相談を行うとか、帰るときは裏口から帰るとか、いろんなことを考えなければいけないので、そうすると、ドメスティック・バイオレンスとかセクシュアル・ハラスメントの被害者対応は、真っ先に男女共同参画室のほうで考えなければいけないことなんじゃないんですか。だから、それを除いて考えるととっても、この4つの部分、どこを見たって同じですよ、いろんなどころにある施設。あるのは、交流スペースとか会議室がただ多いぐらいとか、そんな感じです。こんなものをいくらつくってもだめなんじゃないですかって気は私はしているんですけども。

(仮称)男女平等推進センターの非常に大きな目的の1つというのは、こういうふうに、みんなが集まって話せることも大事だと思いますけれども、そこは婦人会館というものが、あまり使われていないのであれば、もう少し駅に近いところに場所を移すべきだし、

一番重要なのは、DVとかセクシュアル・ハラスメントとか、そういうような相談をどういうふうに、例えば警察とかいろんなところの協力も得ながらやっていけるかという機能というのが、すごく大切なような気がするんですけども。

それとあと、男女平等を尊重する上での必要な情報の提供というのもありますけれども、すごくこれだと、どこにでもあるような感じです。わざわざつくる必要、何で男女のセンターをつくる必要があるのかという感じです。今、こういう箱ものをなるたけつくらないようにしているんでしょうけど、箱ものの中に何を入れるかというのが大事なんじゃないですか。と、私なんかは思いますけど。

【事務局（深草）】 会長おっしゃいますように、確かに箱ものの中に何を入れるかというのは非常に大切でして、それをいかに皆さん利用しやすい形で利用していただけるかというところも非常に大切だと考えています。

それで、DV等被害者の方たちについてまた女性総合相談ということで、さまざまな悩みをお持ちの女性の相談という、2種類相談業務が大きく分けてあるんですけども、現在、小金井市では、DV等被害者の方たちの相談につきましては、男女共同参画室が直接窓口となりまして、皆様からの相談を受けるという形で対応させていただいております。

そして、女性総合相談につきましては、専門のカウンセラーが、悩みを持った方たちの心の整理をしていくというところで、そこは分けてやっておりますので、今後もこの形を続けていくのがいいのか、センターというものについて、またそこでどういうふうに枠組みを変えていくのかというところもあるかとは思いますが、またDVの相談室をどのようにしていくのか、このままの体制でいくのがいいのかどうかというような事も含めて考え方がきちんと定まるまでの間は、センターというところとはちょっと切り離して考えていただいてもいいのではないかとというふうに思います。

【佐藤会長】 今、どこで行っているんですか。

【事務局（深草）】 今は、相談を行っているところというと、男女共同参画室がまず窓口になりまして相談を受けております。場所につきましては、申しわけないんですけども、加害者がDV等被害者の方の場合、追いかけてきてしまうとか探されてしまうというようなことの恐れもありますので、具体的なところは申し上げられないんですが、窓口としては男女共同参画室にまずはご相談いただいて、そして私どもが適切なおところにつないでいくというようなことをご説明をさせていただいております。

【佐藤会長】 他には、いかがですか。

【日野委員】 今、DV対応のほうは、男女共同参画室で対応されているということで、女性総合センターのほうでは、それ以外の相談ということですか。

【事務局（深草）】 （仮称）男女平等推進センターにつきましては、相談機能というのは現在は、ちょっとそこまでは考えておりませんで、新福祉会館のほうで相談を行うことができないかというふうに、今、担当としては考えております。

【日野委員】 まだ、そこはとりあえずDVとかそういうのは、全部男女共同参画室のほうで一括して今は受け入れているということですか。

【事務局（深草）】 はい。

【日野委員】 私、新しくできるセンターについてということで申し上げたいのが、市民1人1人の悩みとかというのを受けとめるような場所がちゃんと1つあるといいかなとは思っていて、さっき会長がおっしゃったとおりに、ここに相談すれば大丈夫というところがあってしかるべきかなって。そういうのを市民が求めているんじゃないのかなと思うんです。

ただ、これからボランティアの育成とか、あと地域団体活動の支援サービスというのは、それはまた、やりたい方はもちろんいらっしゃると思うんですけど、もっとそれよりも先に、悩んでいる人を受け入れる窓口があってしかるべきだと思うんですけども、そういうふうに考えていらっしゃるなかったのかなと思ひまして。

【事務局（深草）】 福祉総合相談窓口というところで、そういった悩み、さまざまな悩みを抱えた方たちの相談を受けるような窓口というところが検討されております。そういった中に、当然、女性の方が悩みを持って相談に行かれる場合もあると思います。そういった方に対しては、女性総合相談につないでいくことや、DV等被害者相談など男女共同参画室のほうに今ご連絡いただいているような方もいらっしゃいますし、そういった方につきましても女性総合相談というのがありますから、場合によってはそちらもご紹介しております。

その機能を（仮称）男女平等推進センターに入れるかどうかというところについては、新福祉会館のほうで何かしら対応できればいいのではないかと考えています。

【日野委員】 ちょっとややこしくないかなと。分散されちゃうのが、ちょっと市民にはわかりづらいんじゃないかなというのは思うんですけど。場所も違いますし。

【事務局（深草）】 そうですね、おっしゃるように、今（仮称）男女平等推進センターでそういった相談業務を全て受けるようなことができれば、確かに日野委員のおっしゃいますように、1つの場所で女性の悩みなどを一括で受けられれば確かにいいとは思いますが、まだ（仮称）男女平等推進センターにつきましては、これから検討が進んでいくというような状況でして、どういったものがどの程度の規模で必要なのか、それが適切なのかということも、これから審議を進めていただくという状況です。

ですが、新福祉会館については、現在進んでいるような状況ですので、やはりそこで適切なかわりを持っていきませんと、新福祉会館に女性総合相談の機能をどのように入れていけるのは、なかなか難しいような状況もありますので、今回、福祉会館の建設が予定されております、その中で、女性総合相談が一定関われば、皆さん、利便性というのは比較的高いのではないかなと考えて、今、進めているところです。

ですので、センターというところが、まだまだこれからという状況もありますので、担当としては、そこは分けさせていただいたということです。

【佐藤会長】 ほかにございませんか。本川委員、どうぞ。

【本川委員】 本川です。ちょっと今のお話を聞いている限りでは、センターということに対して、今、多分、課長がおっしゃりたいのは機能の部分じゃないかと思っているんです。場所をどこに置くかというのは、複合施設ということなので、どこかにはそういう形で入ってくるんだろうなというふうには思っているんですが、今の福祉会館が場所なのか、福祉会館の業務の中にそれが組み込まれるように考えていらっしゃるのかが、ちょっと今、少しごちゃごちゃと私の中ではしているんですけども、市民から言うと、例えばどこかへ電話しますよね。どこでもいいんですけど、相談室に電話したときに、あっちへ連絡してください、こっちへ連絡してくださいという、肝心のところまで届かない、行き着けない、それまでの間に何回もやりとりがあるのか、それから考えながら、ここに電話したけど、あっちへかけろと言われたから、でも、こっちへかけなきゃと思って、そうやってハードルを幾つも幾つも越えながら、ほんとうに苦しい状況の中で、勇気を持って一歩踏み出した人に対して、どのくらい市が親切にやっていけるかということに終始するかというふうに思うんです。

ですので、どこがどこだというのではなくて、ほんとうに連携もすごく必要だと思いますし、そのシステムを構築するのに、いろいろ考えていかないと、どこがどういう形で連携できるのかとか、誰がどうするのかということは全然わからないまま申し上げているんですけども、困った人を受け入れる、手をさしのべる、ドアをあけておくというような姿勢が、どこの部分で市ができるか、行政ができるかということをほんとうに考えていきたいかなと。今、こういう審議会にいさせていただいているので、そこを考える必要が大いにあるのではないかと考えています。

だから、箱とかスペースとかというのは、ニーズ的なもので、必ずどこかにはできるんだろうなと、今、思っているんですけども、その情報をどう処理するか、どう受け取るか、どう出していくかというようなことを、もう少し内部的なことで考えていっていただけるといって言うていいのかわかりませんが、そこら辺にちょっと念頭に置いて

いただけるとありがたいかなというふうに思います。

【佐藤会長】 ありがとうございます。今の場所に関してなんですけど、場所はどこでもあるということではなくて、場所によって人が来たり来なかったりするんですよね。ですから、一番交通のいいところにあるのが一番いいわけです。ですので、今後見学に行く婦人会館にしても、東小金井の駅から歩いてちょっと遠いんです。だから、私なんか、ああ、これはなかなか来るのは大変だというふうに思います。もちろん、婦人会館の方が近い方もいるとは思いますが少し離れた場所に住んでいたら、婦人会館にした場合いろいろなご意見が出ることもあります。

ですから、場所というのも非常に大切なんですよ。ちょっと伺いたいんですけど、新福社会館の場所はどこですか。

【事務局（深草）】 ジャノメ跡地のところですよ。

【佐藤会長】 ジャノメの跡地ですね。高層アパートがあるようなところの、線路のこちら側ですね。

【事務局（深草）】 はい。

【佐藤会長】 そうすると、駅から近いことは近いですね。

【本川委員】 本川です。今、場所が大事だとおっしゃって、確かにそうなんですけど、これはそれにこしたことはないという会長のご意見もよくわかりますけれども、こういう問題を抱えている人は、場所が近いからどうかということでもなく、最初のうちは、多分、姿形が見えない段階で、どこかにつかまりたいということであるのではないかと思います。ですので、ほんとうに場所がいいところであれば、それに越したことはないと思いますし、どこの部署もそうだと思いますが、やはりアクセスしやすい方法とか、それから、それを受け取ったりするのに、ほんとうに到達できるところまではなるべく見えない形で、簡単に行けるといいかなというふうには思っているんで、場所を二の次と言ったのは、もっともっと、多分、アクセスのしやすいところを求めているところもたくさんあると思いますので、それはと調整の段階になってくるのではないかなというところですよ。

【佐藤会長】 ありがとうございます。ほかにありませんか。瀬上委員。

【瀬上委員】 私が関わっている小金井女性ネットワークという市民女性グループで、10年くらい前に、やはり男女平等センターみたいなのが欲しいということで、ちょうどこの4つの例を出しているんですけど、10年くらい前だから、国分寺はまだなかったのかもしれないと思うんですが、武蔵野市と府中市と小平市は行ったことがあって、職員の話なども伺ったりしたことがあって、ニュース（会報）に報告を載せたこともありました。

そういう市民グループからすると、狭くても常設的に、今の婦人会館も利用したことはもちろんあるんですけど、やはり遠いので滅多に利用したことはなかったんです。ただ、資料は置かせてもらっています。だから、武蔵小金井駅の近くに、狭くても、例えば会議室などももちろんあったほうがうれしいですけど、そういうのがなくても、ちょっと資料とか、いつも「かたらい」などそういういろいろな資料が見やすく置いてあって、すぐ利用しやすくなっていて、いろんな情報などもすぐわかるようなコーナーがあるだけでもいいなとは思っています。

ただ、これを見ていると、武蔵野市は私が以前行った時とは場所が変わっていて、名前も男女共同参画推進センターから男女平等推進センターになっている様子です。区内も含めて、男女平等センターというような名称をつけていたのですが、男女共同参画センターになったという例はとても多いみたいですけれど、武蔵野市は、逆に、男女共同参画センターから男女平等センターの名称になって、場所についても、以前は市政センターの2階でしたが、場所が変わっているので、また見学にも行きたいなと思っています。

だから、情報収集できるコーナーが欲しいということと、私の聞いたケースで、DVの問題で夫婦で相談に行こうとしたのですが、女性センターがちょっと地理的に遠いというのもあったんですけど、夫のほうで女性センターという名称のところに行くこと自体が嫌でがり、女性センターに相談に行くなんて。そのとき思ったのは、まだ深刻な段階じゃない場合だと小金井市のように市役所に用事があるついでに相談できる。ほんとうに暴力とか避難が必要とかという段階になったら別でしょうけど、最初の段階で相談したいとか、また夫のほうも相談したいとかという場合は、必ずしも女性センターではなくてもいいのかなとも思います。今の小金井みたいに、市庁舎の一部とか、福祉会館とかでもいいのかなという、ちょっとそういうDVもいろいろとあるので、状況によると思います。

ちょっと感想です。

【佐藤会長】 川原委員、どうぞ。

【川原委員】 私も、ほかのところのいろいろ資料とかも見せてもらったんですけども、今、瀬上委員がおっしゃっていたように、DVって女性から男性へのDVとかも、結構ちまたで起こったりもしているんで、こういうふう子育て女性相談室とかって思いっきりしちゃうと、男性はすごく相談しづらかったりするのかなというのを感じますし、ただ、今の現状で、小金井市で男女共同参画室がそういう相談を行っていますみたいな告知というのは、私はちょっと知らなかったんですけども、どういう形ですごく周知されているのか、駆け込み寺みたいところが東京都とでなくて小金井市にそういう相談ができる場所があるというのを、どういうふうな告知とか周知をされているのかなと。

【事務局（深草）】 DV被害者の方たちなどに対して、深刻なケースで悩みをお抱えの方への周知ということですが、市報やホームページなどは行っております。

また、まだまだDV被害者は女性が多いという現状まだありますので、市役所の女性用のトイレのところに、すいません、今1枚しか持っていませんけど、こういったカードを、ポケットの中や、お財布の中にちょっと入れて、人目に触れないような形で持ち歩けるような、こういったものを本庁舎、第2庁舎の女性用のトイレに置いて、それぞれ持っていただけるような状況をつくっています。

あと、各いろいろな施設などにも置いてありますし、医療機関、今年の4月からは歯科医師会の協力を得まして、歯医者さんのほうにも置いていただくように、少しでもいろいろな方の女性が目につきやすいような状況をつくりたいと思ひまして周知を図っていますが、なかなかまだ、周知が足りないというところ、ほかの方からもご意見いただいているような状況もあります。もしこういった場所に置くことができますよとか、何かそういったご協力いただけるようなところがあれば、小さいカード型のものですので、置いていただけるようなところがあれば、ぜひご紹介いただけるようにご協力いただければと思います。

あと、女性のさまざまな悩みの相談についてなんですけれども、こちらは、同じように市報やホームページなどで周知しておりますことと、あとは各施設のほうにも置いておまして、女性総合相談の、こちらはちょっと持ってきていないんですけれども、こちらは小さい三つ折りのカード状のようなものになって、皆さん、それほどかさばらず持っていけるようなものにはなっております。

なかなか周知ということになりますと難しいというようなことを、私も感じておりますので、できる限り、いろいろな機会を通して、皆さんにご相談いただけるように、男女共同参画室のほうに連絡いただけるようにということで、日々やっていきたいとは考えております。

【佐藤会長】 ありがとうございます。佐藤ですけど、セクシュアルハラスメントは入っていないんですか。

【事務局（深草）】 ハラスメントについて、こちらについての相談ということになりますと、苦情処理窓口がございまして、こちらにつきましては、市が実施します男女共同参画の施策や男女平等社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情や性別による差別的扱い、その他男女平等社会の形成を阻害する人権侵害についての相談を受け、これを適切にかつ迅速に処理するための窓口というものはございます。

こちらにつきましては男女共同参画室が窓口となっております、苦情処理委員という

方を2名、委嘱させていただいておりますので、そういった方たちのご意見や、そういった方たちと一緒に処理をしていくというような形にハラスメントについてはなっております。

市役所の中のハラスメントにつきましては、職員担当の課などというところで適切に対応するようになっております。

【佐藤会長】 市内の方に対しては、最初は男女共同参画室が対応しているわけですね。

【事務局（深草）】 はい。男女共同参画の施策に影響を及ぼすというようなところのハラスメントというようなことになると、苦情処理委員というようなことや、あとは、それ以外にも、身の上相談という、広報秘書課のほうでやっております身の上相談や法律相談、そういった相談なども男女共同参画室以外にもさまざまな相談機能がございますので、そのケースによってどこへつなぐことが適切かということでのご相談もあります。

【佐藤会長】 でも、この調査を見ると、どんな世代というか、10代、20代、30代、40代、50代まで、DVやセクハラ被害の支援というのが一番多いんですね。だから、DVだけじゃなくてセクシュアルハラスメントもあると思うんです。だから、それを分けてしまうというのは、施策に関する限りは受け付けるというのは、ちょっと違うのではないかなという感じがしますけど。ドメスティックバイオレンスやセクシュアルハラスメントの被害は、DVだけじゃないでしょう。

【事務局（深草）】 DVというところで、ストーカー被害などに関しましても、こちらの窓口で受けさせていただくこともありますので、DVだけということではないんですが、ハラスメントについてという対応ということでしょうか。

【佐藤会長】 ハラスメントに、一般的にしちゃったらセクシュアルハラスメントとパワーハラスメントと、それからモラルハラスメントと違うでしょう。だから、パワーハラスメントというのは一般の苦情処理でもいいと思うけども、セクシュアルハラスメントとかモラルハラスメントとかはちょっと違うと思います。それこそDVと一緒に扱っておくぐらいがいい感じがします。いまセクハラ加害者がマスコミなどでも非難浴びています。いまだにああいう人たちがセクハラに対してなかなか理解を示すことができないというのも、私はセクシュアルハラスメントというものに対してみんなが理解が低い事も原因ではないかというふうに思います。ただ、それを理解を進めていくのが男女共同参画室ではないでしょうか。

【事務局（深草）】 そういった悩み、DV以外にもハラスメントの悩みというのものも、女性の方、お持ちの方もいらっしゃるんだと思います。こちらのほうに、男女共同参画室では、女性の抱える悩みというところで相談はお受けすることになりますので、ご相談い

ただければ、適切な形で連携をとらせていただくということは、決して私どもが受付をしないとか、それは違いますというようなことではありませんので、女性の持つ悩みというんでしょうか、そういったものであれば、広く私どもとしては相談なり何らかの対応ということで一緒に考えさせていただけるのではないかとこのふうには思っております。

それで、すいません、センターについてなんですけれども、今回、場所ということいろいろ、先ほどもご意見をいただいたところなんですけれども、こちら、資料2のところの2段目、上から4行目のところをちょっとごらんいただきますと、現在、新庁舎や福祉会館の建設についての事業が検討されているところです。そして、公共施設、この後、見直しが行われることも予想されるわけです。そういった中で、やはり私ども、こういったセンターを目指していくのか、こういった機能を持ったセンターとしていくのか、そういったものを、市の考え方というものをしっかり持って、今後の公共施設の再編成に向けて何らかの提案、何を私どもがしていければというふうに考えておりますので、場所ということも確かに大切であるということは担当としても認識はしているのですけれども、今後、男女共同参画の施策を支援していくための拠点として整備していくというふうな考え方は持っておりますので、その機能の定義が持っていないと、やはりそういったさまざまな公共施設の検討の際に、なかなか（仮称）男女平等推進センター、こういったものがありますので、検討に載せるというんでしょうか、ほかの施設の検討をされている際に男女のセンターと一緒に検討していくというようなものを進めていくためには、こういったものが必要なかというのは、担当としては必要ではないかと考えております。

ですので、今回、審議会の皆様におきましては、こういったセンターの機能、そしてまだ現在、センターについての機能の定義についての土台を持っていないような状況でもありますので、ぜひそういったところを審議会の皆様のご意見を伺いたいということが、今回、センターに求める機能についてというふうに資料2として出させていただいたところだということを踏まえてご意見いただければと思っております。

【佐藤会長】 はい、わかりました。あと、何か意見ございますか。

松本委員、いかがですか。

【松本委員】 そうですね、そこが難しい問題だなと感じているところなんですけれども、こうした男女共同参画関連の活動から一歩外に出してしまうと、そういったことに興味を持たれていない方々がまだまだいらっしゃるなということを感じております。まず、啓発活動といいますか、建物を通して、知っていただくということが重要な役割の一つではと感じています。先ほど（仮称）男女平等参画推進センターに男性からすると入りづらいのでは、とのお話も出たかと思うんですけれども、男女共同参画推進室からダイバーシティといったような名称に変わってきている機関もあり、

そういった視点も入れて、男女共同参画の活動を知っていただく(例えば世界各国ではこういった形で捉えられているのかですとか、日本でも男女平等に関する歴史的背景など)、また、様々な取組みを知っていただく手段として、そのような施設は重要だと思います。

【佐藤会長】 ありがとうございます。ダイバーシティという言葉が今出てまいりましたけれども、私も、男女だけにするというのは、今、どうだろうなと思っているところです。だから、男性と女性があったときに、男性寄りの女性、女性寄りの男性もそうだし、いろんな人たちがいます。様々な方たちも含めて、皆平等であるという人権を進めていくというのが大事なかなというふうには思っています。とりあえず、今現在、男女平等推進審議会ということなので、それはそのままでもいいんですけども、ほんとうは、やはり松本委員がおっしゃるように、ダイバーシティとか、そういうような名前のほうがいいのかなという感じもしますけれども、いかがでしょう、塩原委員。

【塩原委員】 難しいですね。学校というのは、相談室をどこにつくるのかというところが1つ難しく、それから、もう小学校はつくっていますけど、中学校でも特別支援教室をつくと。保護者の方が相談しやすい、逆に言うとスクールカウンセラーとかの校舎の奥の方につくってしまうと、スクールカウンセラーは女性が多いので、安全面が心配であったりなど、いろんな問題があるように、どなたかおっしゃったように、どこにつくるのかというのがとても大事だと思いますけれども、学校でも言っていることなんですけど、相談が舞い込んだときに、担当者に、担当者に、担当者になってしまうケースというのが非常に多くて、例えば私が電話とって、事務が電話とって、ある教員が電話とって、それに関しては即どこかにつなぐというような、それこそシステムをどうつくるのかというのは、これは行政とすればすごく努力をしないと難しいかなと。

また、会長おっしゃるとおり、いろんな案件がありますが、特に緊急性を要することがとても多くて、長く待たされてしまったら、時期を逸してしまうようなこともあるのかなというところで、箱ものをどこにつくるのかというのもとても大事ですし、中をどういうレイアウトにするのかというのも大事ですし、ただ、人手が足らなかったから対応できなかったというようなものでもないと思うので、そのところというのは、とても慎重にやらないと、会長から名称のことをおっしゃられましたけど、国分寺の『ライツ』って権利という意味ですね。名称については、それぞれ悩みまれているとは思いますが、せっかくつくるということですから、男女平等や権利などもですけども、やはりつくって機能しやすい、また相談された方が、相談してすぐ対応していただけてよかったなと思える組織というのは、そう簡単なことではないし、工夫が必要かなと。学校でも職員に対して、常に周知徹底に努めているところです。

そういったところ、場所、レイアウト、そして体制というのは、とても慎重にやるべきかなと思うんですけど。

【佐藤会長】 ありがとうございます。浦野委員、いかがでしょうか。

【浦野委員】 今、塩原委員がおっしゃったと思いますけれど、私も民生委員をやっているんで、地域の方から相談を受けたときに、関係機関につなげるというのも1つの役目ですけれど、私たちもどこの関係機関につなげていいのかわからなくて、右往左往するときがあるんです。でも、子どものことは、小金井市においては子ども家庭支援センターに、まず一報すれば、子ども家庭支援センターの中で、先程の相談員の話ではないですけど、相談員に出ていってもらいましょうとか、そこで考えてくださるわけです。それって、やはり相談する側にとってはすごくありがたいことで、自分の気持ちが受け入れられたんだなという1つの安心感が生まれてきますよね。

ですので、相談する人は、そこに行けば、その後、向こうのスタッフに安心して任せられてたり安堵できる場所というのが大切だと思いますし、今、事務局がおっしゃったように、(仮称)男女平等推進センターは施策を支援する施設というふうに考えていらっしゃるとおっしゃっていましたが、ここに年代別の要望を見ると、そういうことではないみたいなんですよね。市民の考える(仮称)男女平等推進センターと行政の考える(仮称)男女平等推進センターの役割とものがすごく離れている気がするんで、そこをどちらかがもう少しすり寄っていかないと、せっかくいいものをつくっても、誰も利用しない残念な結果になるんじゃないかなというふうにちょっと心配というか、そういう考えを持っております。

【佐藤会長】 ありがとうございます。確かに、皆さんがおっしゃるように、この市民の調査を見ると、相談業務のほとんど上に来ているんです。ということは、DVにしてもセクシュアルハラスメントにしても、そのほかの生き方とか悩み相談、悩み事にしても、誰かに相談したいと思っている人たちが多んじゃないかなという感じがするんです。

だから、それを男女共同参画室の方々、それから企画財政部長はじめ皆さん方がどういうふうに考えていらっしゃるのかなというのがちょっと見えてこないのが1つ。それはおっしゃるとおりだと思います。

それから、このセンターというのが男女平等推進センターが仮称ですけども、男性も気楽に入れなきゃいけないんですよ。女性総合相談というと男性は入れないです。ああ、女性だなと。だから、男性も女性も気楽に入れるというような、そういうような、例えばライツ国分寺のように、これ、どちらが使ってもいいですよというようにならないと、人々は来ないんじゃないかなというように感じはしています。

そういうようなことに関して、資料3とか4とかありますけれども、瀬上委員がおっしゃっていたように、婦人会館、あれはちょっと遠いんですよね。そういったところを踏まえた上で、どうでしょう、何かほかにご意見ありますでしょうか。資料4についても。

【日野委員】 すいません、日野です。資料4の小平市の共同参画センターは学校につくったということなんですか。旧小学校でしょうか。

【事務局（深草）】 小学校が廃校になったというんでしょうか、旧小学校の施設全体をいろいろなセンターや旧体育館などでいろいろイベントができるものとか、ここ自体にいろいろと機能を入れまして、その中に男女共同参画センターが1つ部屋として入っているというような状況です。

【日野委員】 今の小金井市を考えると、結構これに近い感じになっちゃうのかなという。相談する場所は別な場所という、福祉会館というふうになってるんです。最初から、ここに開くときに、相談窓口は何でここにしなかったのかというのは、利便性というか、あえてこういうふうにしたという利点みたいなものがあるんだったら、ちょっとそれを知りたいんですけども。

【事務局（深草）】 直接は聞いてはおりませんが、こちらのほうは、このセンターの中には、男女共同参画センターのその部屋に、事務局というより1人スタッフがおります。こちらの、事務スペースというところで机が1つあり、そこでスタッフがおりまして、その部屋を管理しているというような状況なので、相談を受けるということは、ちょっとこの部屋では想定していないのかなというふうには感じたんですけど、考え方というのはまだ具体的には聞いておりません。

【日野委員】 婦人会館みたいな感じですか。スタッフさんはいるけれど、直接その人は携わっていないという形で。

【事務局（深草）】 図書の貸し出しなども行っていますし、会議室としても使っていますので、そういったセンターの中でのことに関しては、このスタッフの人が担当しているというところでは、確かにおっしゃるとおり、婦人会館のように相談とかそういうところまではなかなかできるような状況ではないでしょう。

【佐藤会長】 ほかにございませんか。

【遠座副会長】 遠座です。私も、さっきのお話で、やっぱりこちらでもそれが難しいのは、区切られていないスペースで相談を受け付けるというのはやっぱり難しいかなというふうに思っているんです。開かれた場所にするという方向でいろんな人に利用していただくという前提で、もしそこが区切られたスペースがないような場所だとしたら、やはり相談は難しいと思うので、むしろ相談を入れるという機能を必要ということだと、場所は、

こういった形では行えないということになってしまうのかなというふうに思って、機能と場所の話をちょっとさせていただいたのが1つです。

あともう1つ伺いたいのが、市民意識調査で希望、要望とかいうので開いていただいたところです。講座中の保育事業というのの要望が結構高いんですけど、あと若い世代にもいっぱい利用してほしいというような声もちょっと出ていたと思うのでお聞きするんですけど、講座中の保育事業というのは、現在は行われているんですけど。

【事務局（深草）】 男女共同参画室で行っているイベントなどの際には、保育のご利用も、ご希望があればできるように案内しています。

【遠座副会長】 このセンターで実施するような講演とか講座というのは、そのような形で保育のサービスというの提供できるように、全てとは言わないかもしれないですけど。

【事務局（深草）】 どこまでのご希望があるかにもよるんですけども、そういったことももし必要性があるということであれば考えていくことも必要だと思います。ですが、できればそのスペースを男女共同参画室が常に何かイベントをやっているわけではないと思うので、ほかのそういった機能を持っているような何か他の施設も一緒に、空いている時間、それぞれ融通し合いながら使えるような、そういう保育スペースというのも一定可能ではないかというふうには考えています。

男女共同参画施策に関しましては、保育というのは、会長も以前からおっしゃっていますが、保育を実施するようというご意見はいただいておりますので、そういった機能も一定何らかの形でつけられるような方法というのは考えていくことも必要だと思っています。

ですので、そういった機能が必要であるというふうに審議会からご意見ということでいただくということもできるのではないかなと思っております。

【遠座副会長】 ありがとうございます。

【佐藤会長】 ありがとうございます。ほかに何かございませんか。

【浦野委員】 このそれぞれ4市のセンターの中の機能と書いていただいている中に、情報収集機能としてということで、図書コーナーだとか閲覧コーナー、貸し出しコーナーのようなものがあるとそれぞれ書いていますが、これは、あればいいかもしれないけれども、絶対に推進センターになきゃいけない、欲しいというものでもないかなと思うんです。というのは、図書館や、公民館でもいいし、いろんな公共の施設のところちょっとした情報収集の機能を持たせればすぐにでもできることなので、相談業務ではなくて違うものを特化させたいという中に情報収集の機能を特化させたいというか、どんどん入れて

いきたいということは、そんなに優先順位として高くしなくてもいいのではないかなと思っています。それよりも、身近にある公民館だとか図書館のほうに情報の収集機能を高めれば、皆さんにとってはより便利な方法ではないかなというふうに感じます。

【佐藤会長】 ありがとうございます。今の情報収集機能でいいますと、例えばかたらいのような男女共同参画の冊子やパンフレット、各市の情報などそういうようなものは必要だと思います。

【浦野委員】 それを、例えばすぐに手にとれるようなところに、配架しておくということが、まず大切なことなんじゃないかなと感じております。

【佐藤会長】 ほかに何かございませんか。

どうでしょう。3つの「感じる」こと、「受け取る」こと、「確かめる」こと、こういった機能はどこにも入りませんよね。だから、この3つでいいかどうかという。

ちょっと私も考えたんですけど、「感じる」ことというのは、男女共同参画の意義を感じるということというのは、各種講演・講座の実施は感じることはできると思います。それから、受け取りのところが、各種手帳の交付って、これは何だろうと思ったりするんですけども、ボランティア・地域団体活動の支援サービスとか、こういうのはどういうことなんですかということと、あと「確かめる」ことの提案共同事業の実施って、これはどういうことか。それから、男女共同参画取り組み状況の発信って、これは「受け取る」ことじゃないのかなという気がするんです。あと、保育機能は3つのどっちにも入らない。じゃ、どの機能のところにもまとめたらいいのかというのはわからないんですよ。

何かありませんか。機能についての2回目って8月ですよ。

【事務局（深草）】 はい。次は8月になります。

【佐藤会長】 今回は推進状況報告書の審議もあるので、今日これを渡されたと思うので、もうちょっとよく読んで、8月ぐらいまでに考えをおまとめいただくということでしょうか。

【浦野委員】 すいません、浦野です。「感じる」、「受け取る」、「確かめる」って、3つワンセットになっていますけど、ほかには何か候補は出ていないんですか。出ていなかったんですか。

【事務局（深草）】 そこは、はい。

【佐藤会長】 突然これが出てきたので。

【事務局（深草）】 わかりやすいようにつけています。

【事務局（天野）】 本日、1回目ということで、私どものほうの準備不足ということもあって、いろいろ広がったということもありますので、いただいたご意見を踏まえて、私

どものほうも考えるということで整理したいと思います。

【佐藤会長】 それでは、8月まで、皆さんもよく考えて、それで8月前に送っていただきますか、意見を。そのほうがよろしいかと思えますけれども。8月半ばごろまでにご意見を、すいません、ファクスでもメールでも結構ですけど、送っていただければ送っていただきたい。ちょっと無理であれば、8月のときに持ってきていただいて結構ですけども、できる方は、前もって送っていただくということにしてよろしいでしょうか。

【日野委員】 すいません、ちょっといいですか。ざっくりとしたイメージをつかみたいので、場所が、これから新庁舎がつくられるということと、あと新福祉会館の建設もあるということで、そばに一緒につくるという考えがあるのかということ。

というのは、講座中の乳幼児の保育事業とかということも、例えばここで会議のあるときに、私なんかも、小さい子を連れてきたときは、隣の西庁舎のほうの2階の古い和室みたいなところ、古いなんて言っちゃ失礼ですね、そこで保育して、前原暫定の、あそこで会議したときも、子供はとりあえず西庁舎のほうで2階で預けてくださいみたいな感じになっていたので、近くにそういうのがあれば、あえて保育施設を、そのためだけにつくらなくても、新庁舎のほうを使ってくださいとか、あと福祉会館のほうを使っていいとか、そういうネットワークみたいなのがあれば、またスペースの使い方ということも変わってくるのかなとちょっと思ったもので、そういうのがちょっとでもわかれば知りたいなと思いました。

【事務局（深草）】 場所につきましては、やはり、もともと複合的なものなのかというようなところにつきましても議論していくことが必要であると考えています。ですが、先ほどからの繰り返しになってしまうんですけども、どういった機能が必要なのかというところの検討があつてからの複合施設なのか、それともそれ以外のものなのかというようなこともありますし、一定数の保育利用等の部分もあると思います。その利便性について、どういった形で、保育室として確立されたお部屋ではなくてもお子様を一定安全に預かれるような、そういったものが求められるということでしたら、福祉会館なり庁舎ということには決して限定されないではないかなというふうに思います。そういった利便性の部分、ほかにも何があるのか、などもご意見としていただいて、そして機能としてどこまで必要なのか、それはセンターの機能として、1つとしていくのか、それとも複合的なものであれば、ほかの空いている部屋などで保育などを実施することも現在実施しておりますので、そういった形でもご意見には沿っていけないのではないかなということも考えられますので、必ずしも福祉会館なり庁舎等のそばということにはならないのかなというふうに今考えております。

ですので、まず場所というよりは、機能としてどんなものを、そしてどういった利便性が図られていくことがいいのかというようなこともあわせて検討していただきたいと思えます。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

【本川委員】 本川ですけど、今のご発言ですが、今だと、新庁舎と、それから新福祉会館のほかにも、要望があれば検討の余地があるみたいに聞こえてしまったんですけど、そうなんですか。ざっくばらんに言っていただいていた方がいいかなと思うんですけど、そのほかに、ほかのものをつくる余裕は、検討の余地があるのかどうかというのは、ちょっと言っていただいちゃってもいいのかなとは思いますが、すいません。

【事務局（天野）】 あと、次回、また小金井市の公共施設の問題とかいうことを担当の課長に話してもらおうかなというふうには思っているんですけど、基本的には、人口減少社会に向けて、先ほど会長少しおっしゃったかなと、どんどん箱ものをつくっていくという状況にはないんです。

その中で、ただ老朽化施設が学校を中心にかなり増えていますので、建てかえをしていかなきゃいけない、安全に更新していかなきゃいけないという状況は生まれてきます。そういったときに、例えば、この話ではなくて、学校施設を建てかえるときに地域の図書館とかあわせて複合したらどうかとか、そういう話は出てくるし、複合化によって、また多機能化によって集約化によって新たな施設をつくっていくとか、そういう可能性はあります。

ですので、今後、そういった公共施設をどうしていくかと考えていく中で、我々が男女共同参画の視点でこういった機能が欲しいというようなことが明確にあれば、そういったときにこういったものを複合化、こういう施設と多機能化したらどうだろうかというチャンスということが出てくると思うので、そういったことも、将来的なことも踏まえて議論をたくさんしていただけるとありがたいなという思いはあります。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

ということで、最後に伺いたいんですが、各種講演・講座の実施とありますけど、これは何人ぐらいを予定してるんですか。

【事務局（深草）】 実際、今、男女共同参画室で行っている講座というのは、一定、70人、80人程度という規模での講座を行っているんですけども、そちらにつきましては、担当の考えといたしましては、今後新福祉会館の一定のスペースが予定されていますので、そういったところで行えればいいのではないかなというふうに今考えて、福祉会館のほうの計画にも載っているところなんですけれども、それよりも、各市の状況を見ますと、

もう少し小さい規模の、20人、30人規模の講座というのが定期的にかかれております。そういった場所が確保できればいいのではないかと考えておりますので、今やっているよりももう少し小さい、20人、30人規模の講座というふうには想定しています。

【佐藤会長】　　そうですか。70人規模というのは何。

【事務局（深草）】　　実際、場所によって、今、小金井パレットとシンポジウムを行っておりますが、場所によって、萌え木ホールを使えば90人規模なんですけれども、例えば別の場所の場合ですと、40人なり50人規模に定員ということで講座をやっていくというようなことも過去にはありました。

【佐藤会長】　　はい、わかりました。

あと、何かございませんか。とりあえず、今日のところは、これくらいにしておいてということで。この次に、公共の建物をどういうふうにするかという担当者の方が出てらっしゃるわけですね。じゃ、その方のお話も伺った上で、それから一番大事なものは、この3つの機能ですので、これでいいのかとか、このほかにどういう機能があるかというのを、ちょっと考えてきていただきたいというふうに思います。

何かあれば。

【遠座副会長】　　私は大丈夫です。

【佐藤会長】　　よろしゅうございますか、皆さん。

それでは、今回の意見等を踏まえて、次回、引き続き審議をしていきたいと思っております。今回は、ちょっとたくさん、2つあります。平成29年度推進状況報告書の審議、それと男女平等推進センターの機能についてと、この2つについて議論をしたいと思っております。ちょっと4時出るかもしれませんが、10分ぐらい出るかもしれませんが、ちょっとよろしく願いをいたします。

それで、そのときに、10月の婦人会館見学についていつごろがいいかどうかということも伺いたいと思っておりますので、お時間、いつがいいかどうかを皆さんお持ちになってください。

以上で、本日の議題は終了しましたが、委員の皆さんからほかに何かありますでしょうか。

それでは、以上をもって本日の審議会の会議を終了いたします。どうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。次回の予定を事務局のほうから。

【事務局（深草）】　　平成30年度第2回審議会の開催予定なんですけれども、現在、8月を予定しております。また、改めて日程調整など、ご協力いただくこととなりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

【佐藤会長】 どうもありがとうございました。

— 了 —